

総行市第19号
平成30年4月25日

各都道府県総務部長 殿
（市町村担当課扱い）
各指定都市財政局長 殿
（合併特例債担当課扱い）

総務省自治行政局市町村課長
（公印省略）

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律
の一部を改正する法律の施行について（通知）

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第19号。以下「改正法」という。）は、平成30年4月25日に公布（同日施行）されました。

市町村合併特例事業は市町村建設計画に基づく事業であるとされていることから、その計画期間等について、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条に規定する手続により、市町村建設計画を変更する必要が生じることがあります。

貴職におかれては、関係手続等施行が円滑に行われるよう格別の配慮をされるとともに、合併特例債の活用にあたっては、法に定められた発行可能期間内に事業が効果的かつ着実に実施され、完了するよう適切に御対応いただき、各都道府県総務部長におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、改正法には、平成30年4月10日の衆議院総務委員会及び4月17日の参議院総務委員会において決議が付されています（別添1及び別添2参照）。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。